

○上尾伊奈資源循環組合物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規則

令和5年4月1日規則第23号

上尾伊奈資源循環組合物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、組合が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 物品の製造の請負、買入れ、修繕、借入れ及び売払いに係る契約
- (2) 清掃、警備、検査その他の役務の提供に係る契約
- (3) 物品又はサービスの利用に係る契約
- (4) ソフトウェア等の借入れ又は使用許諾に係る契約

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (2) 資格審査 この規則で定める競争入札の参加資格に関する管理者の審査をいう。
- (3) 新規申請 上尾伊奈資源循環組合物品等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (4) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。

(参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

2 前項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者が、一般競争入札の公告をした日（指名競争入札にあっては、指名通知書を送付した日）から開札日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

(1) 次条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われているとき（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法の規定により更生手続開始の決定がされているときを除く。）。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われているとき（同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法の規定により再生手続開始の決定がされているときを除く。）。

（資格審査を受けることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 上尾伊奈資源循環組合契約規則（令和5年上尾伊奈資源循環組合規則第22号）第21条（同規則第36条において準用する場合を含む。）の規定により組合の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 営業に必要な登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を受けていない者（営業に関し許可等を要する場合に限る。）

(4) 第12条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定に該当することにより資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、管理者が不適格であると認める者

(6) 管理者が別に定める税を滞納している者

(資格審査の受付)

第5条 資格審査は、隔年度に1回の定期受付(当該年度に告示した受付期間において、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 定期受付の終了後から次の定期受付の開始までの間は、随時受付(定期受付以外で、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。以下同じ。)を行うことができる。

(資格審査の申請)

第6条 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新規申請又は更新申請を管理者が別に定める期間内に行わなければならない。

2 前項の新規申請又は更新申請は、物品等競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 身分(元)証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書(被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書)の写し(個人に限る。)
- (2) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し(法人に限る。)
- (3) 許可通知書の写し又は許可証明書(営業に関し許可等を要する場合に限る。)
- (4) 委任状(代理人を置く場合に限る。)
- (5) 組合員名簿(中小企業等協同組合等に限る。)
- (6) 役員名簿(中小企業等協同組合等に限る。)
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がない納税証明書の写し(法人に限る。)
- (8) 所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がない納税証明書の写し(個人に限る。)
- (9) 事業所の使用状況に関する申告書類及び事業所の実態を証する写真等(上尾市内又は伊奈町内に事業所がある法人に限る。)
- (10) 上尾市及び伊奈町が賦課する税金について未納がないことの納税証明書の写し(上尾市内又は伊奈町内に住所のある法人又は個人に限る。)

(11) 営業経歴書

(12) 決算書類の写し（法人に限る。）

3 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、添付書類を別に定めることができる。

4 前2項の添付書類に使用することができる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。この場合において、添付書類の内容（氏名及び法人の名称を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

5 代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、資格審査の申請方法及び申請期間は、組合のホームページに掲載する。

（資格審査及び資格者名簿への登載）

第7条 管理者は、前条の規定による資格審査の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適格であると認めた者を資格者名簿に登載するものとする。

（資格審査結果の公表）

第8条 管理者は、前条の規定による資格審査の結果を、組合のホームページに公表する。

（参加資格の有効期間）

第9条 定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から起算して2年間とする。

2 随時受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日からその直前に行われた定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の満了する日までとする。

（変更等の届出）

第10条 資格者名簿に登載された者は、次に掲げる事項について変更（代理人の新設を含む。）があったときは、直ちに、物品等競争入札参加資格変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 主たる事業所の住所、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

ドレス

- (3) 法人の代表者
- (4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名（前号に該当する場合を除く。）
- (5) 代理人
- (6) 代理人の役職名又は氏名（前号に該当する場合を除く。）
- (7) 代理人を置く営業所の住所、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (8) 代表者印又は代理人使用印
- (9) 登録又は許可の有無（営業に関し許可等を要する場合に限る。）
- (10) 中小企業等協同組合等にあつては、その組合員（資格者名簿に登載されている者に限る。）
- (11) 資本金

2 資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、物品等競争入札参加資格変更届を提出しなければならない。ただし、第2号に該当する場合にあつては、死亡した者の相続人又は解散した法人の清算人がこれを行う。

- (1) 第4条第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人にあつては、解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てを行つたとき、更生手続開始の決定があつたとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (7) 民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てを行つたとき、再生手続開始の決定があつたとき及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の承継）

第11条 相続、合併、分割又は事業譲渡により、資格審査を受けた者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、直ちに、物品等競争入札参加資格承継申請書に係る書類を添付して管理者

に提出しなければならない。

(資格者名簿からの抹消)

第12条 管理者は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第1号、第2号又は第5号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人にあっては、解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると管理者が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕若しくは逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると管理者が認めたとき。
- (6) 資格者名簿に登載された者が資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき、又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

2 管理者は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 第10条第1項又は第2項（第3号及び第4号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 申請又は届出の内容に虚偽があったとき。

(資料提出等の請求)

第13条 管理者は、必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、資格審査の申請をした者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(随意契約の相手方)

第14条 第3条の規定は、特別な理由がある場合を除き、随意契約の相手方について準用する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、競争入札に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度に限り、第3条第1項の規定の適用については、同項中「掲載された者」とあるのは、「掲載された者（上尾市又は伊奈町において資格審査に相当する審査を受け、同市又は同町において資格者名簿に相当する名簿に登載された者を含む。）」とする。

3 第6条第6項の規定にかかわらず、資格審査の申請方法及び申請期間については、当分の間、上尾市及び伊奈町のホームページに掲載するものとする。

4 第8条の規定にかかわらず、資格審査の結果については、当分の間、上尾市及び伊奈町のホームページに公表するものとする。